

○鎌倉市放課後児童健全育成事業運営費等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業を行う事業所に対し、放課後児童健全育成事業実施要綱（雇児発0521第8号。以下「実施要綱」という。）に定められている事業について、予算の範囲内においてその経費の一部を補助するため、鎌倉市補助金等に係る予算の執行に関する取扱要綱（昭和41年2月告示第23号。以下「取扱要綱」という。）に規定するほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) かまくらっ子 鎌倉市放課後かまくらっ子実施要綱（29鎌青第2113号）に定める放課後かまくらっ子。
- (2) 児童の数 放課後児童健全育成事業を毎日利用する児童の人数に、週のうち数日を利用することを前提に申し込みをした児童の平均利用人数を加えた数。なお、平均利用人数は、登録時の利用希望日数を基に算出する。

(補助要件)

第3条 補助金の交付を受けることができる事業所は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 法第34条の8第2項の規定に基づき、鎌倉市長に届出がなされている事業所であること。
- (2) 待機児童が存在している市内小学校区において、実施要綱に定められている事業を実施していること。ただし、かまくらっ子が実施される前に実施要綱に定められている事業を実施している事業所については、その限りではない。
- (3) 1日につき児童の数が、10人以上在籍していること。
- (4) 鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月条例第11号）第2条に定める暴力団、又は暴力団経営支配法人等に該当しないこと。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例第23条第1項及び第2項に反していないこと。

(6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。

(7) 市税を滞納していないこと。

(8) 過年度において補助金の交付決定の取消しを受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、子ども・子育て支援交付金交付要綱（府子本第474号）に定める特例措置分（以下「特例措置分」という。）に係る補助金を、市内において実施要綱に定められている事業を実施している事業所であって同項第1号及び第3号から第8号までに掲げる要件を満たすものに交付することができる。

（交付申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする事業所は、放課後児童健全育成事業運営費等補助金交付申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、原則として当該年度の4月20日までに市長に提出しなければならない。

（交付条件）

第5条 補助金の交付を決定する場合には、取扱要綱第5条の規定に掲げる条件を付するものとする。

2 法第6条の3第2項の規定に基づき実施する放課後児童健全育成事業と目的を異にするスポーツクラブや塾など、その他公共性に欠ける事業を実施するものについては補助の対象とはしない。

（交付決定）

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、放課後健全育成事業運営費等補助金交付決定通知書（第2号様式）により、事業所に対し通知するものとする。

（補助金の交付）

第7条 市長は、前条の交付の決定をしたときは、国が定める当該年度の子ども・子育て支援交付金交付要綱及び当該年度の神奈川県子ども・子育て支援交付金交付要綱に定める補助金の交付基準額と同額の補助金を次の表に定める交付方法及び別に定める算定基準により交付する。

NO.	事業の種類	交付方法等
1	放課後児童健全育成事業	四半期ごとに、別に定める算定基準に基づき実績払
2	放課後子ども環境整備事業	事業実施後に、別に定める算定基準に基づき実績払
3	放課後児童クラブ支援事業	四半期ごとに、別に定める算定基準に基づき実績払

2 市長は、国及び県の当該年度の子ども・子育て支援交付金要綱の改正が交付期日前に完了していない場合等の事情が生じた際には、前項に規定する交付方法等を変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、特例措置分に係る補助金の交付方法は概算払いとする。

(申請取下可能期間)

第8条 申請を取り下げることができる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(変更の承認)

第9条 補助金の交付を受けている事業所は、補助経費の額等に変更があったときは、遅滞なく放課後児童健全育成事業運営費等補助金中止・変更申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金の変更についての適否を決定し、事業所に通知しなければならない。

(実績報告)

第10条 事業所は、補助事業が完了後、50日以内若しくは補助金の交付を受けた年度が終了した後10日以内のいずれか早い日までに、放課後児童健全育成事業運営費等補助金実績報告書(第4号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特例措置分に係る実績報告の期限は、補助金の交付を受けた年度が終了した後10日以内とする。

(書類の整備等)

第11条 事業所は、次に掲げる書類を常に備え、かつ、それらに関する書類等を整備し、保

管しておかなければならない。

- (1) 入会申込書
- (2) 現金出納簿
- (3) 児童出席簿
- (4) 補助金に関する書類

2 前項に規定する帳簿及び関係書類は、当該年度終了の日の翌日から起算して5年間保存しなければならない。

(事業の廃止等)

第12条 年度の途中において、事業の廃止等をした場合においては、その日の属する月以降の補助金を市長に返還しなければならない。

2 前項の場合において、市長に返還する補助金は、交付を受けた額を12で除した額に12から施設の運営月数を差し引いた月数を乗じて得た額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金の交付決定を受けた事業所が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業に関し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき又は市長の指示に従わなかったとき。
- (4) 第3条第3号から第7号の補助要件のいずれかを欠いたとき。

2 第6条の規定は、前項の規定により取消し、または変更した場合について準用する。

(立入検査等)

第14条 市長は必要があると認めるときは、補助金の交付決定を受けた団体に対し、補助事業に関する報告を求め、指導又は助言をすることができるほか、立入検査等を実施することができる。

(その他の事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年6月11日から施行する。

付 則

この要綱は、決裁の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年月3月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第1号様式、第3号様式及び第4号様式の規定による用紙は、当分の間、使用することができる。

放課後児童健全育成事業運営費等補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 鎌倉市長

申請者 所在地
名称
代表氏名
電話

年度放課後児童健全育成事業運営費等補助金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業の期間 年 月 日 から 年 月 日まで

2 学童数 人

3 交付申請額 円

4 添付書類

(1) 団体の規約、定款等

(2) 団体の代表者及び役員名簿

(3) 対象児童の名簿（4月1日基準）

(4) 入会・継続申込書の写し

(5) 対象児童の保護者の就労証明書等の写し

(6) 放課後児童支援員の名簿及び資格証明書の写し

(7) 施設の位置図及び平面図

(8) 保護者負担額、開設時間がわかる書類（入会案内、利用案内等）

※(9) 賃貸借契約書の写し

※(10) 送迎計画書（車輛送迎については燃料費見積書、ボランティアについては名簿等）

※(11) 障害児の療育手帳、身体障害者手帳の写し等

※(12) 備品購入費計画書（見積書、カタログ等）※1点10万円を超えるもの

※(13) 修繕計画書（見積書、修繕箇所の写真）※1件50万円を超えるもの

(14) 収支予算書

(15) 事業計画書

※(9) から (13) については、該当がない場合は提出不要

第2号様式（第6条）

放課後児童健全育成事業運営費等補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

鎌倉市長

印

年 月 日付けで申請のあった 年度放課後児童健全育成事業運営費等補助金について次のとおり決定したので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 交付します <input type="checkbox"/> 交付しません（理由 ）
補助金額	円
交付条件	<p>1 この補助金は他の目的で使用してはなりません。</p> <p>2 虚偽の申請により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付決定を受けたときは、この決定を取り消し補助金の一部又は全部の返還を命ずることがあります。</p> <p>3 補助事業が完了した後、50日以内若しくは年度が終了した後10日以内のいずれか早い日までに「放課後児童健全育成事業運営費等補助金実績報告書」（第4号様式）に関係書類等を添えて市長に提出しなければなりません。</p> <p>この場合において、補助対象事業費が予算額を下回り、今回決定した補助金額より少ない場合は、その差額を返還しなければなりません。</p>

第3号様式（第9条）

放課後児童健全育成事業運営費等補助金中止・変更申請書

第 号
年 月 日

鎌倉市長

申請者 所在地

名称

代表者氏名

連絡先

年 月 日付けで交付決定を受けた 年度放課後児童健全育成事業運営費等補助金に係る補助事業を次のとおり中止・変更したので、関係書類を添えて申請します。

1 変更する事業

放課後児童健全育成事業

変更前 ()

変更後 ()

放課後子ども環境整備事業

変更前 ()

変更後 ()

放課後児童クラブ支援事業

変更前 ()

変更後 ()

() 事業

変更前 ()

変更後 ()

2 変更後の補助基準額

(1) 変更交付申請書 円

(2) 当初交付申請書 円

(3) 差額 円

3 変更の理由

4 添付書類 ※第1号様式4の添付資料に準じた資料を添付

年 月 日

鎌倉市長

申請者 所在地
名称
代表者氏名
連絡先

年度放課後児童健全育成事業運営費等補助金実績報告書

年度放課後児童健全育成事業運営費等補助金について、次のとおり実績を報告します。

1 補助額 円

2 添付書類

(1)収支決算書

(2)活動実績報告書

(3)児童出席簿(写し)

(4)放課後児童支援員出勤簿及び給与支払台帳（写し）

(5)備品購入領収書（写し）

(6)修繕完了報告書及び完了写真

(7)修繕領収書(写し)